

令和5年度  
市役所本庁舎・分庁舎  
トライアル・サウンディング  
実施要項

藤沢市

2023年（令和5年）6月

## 1 トライアル・サウンディングとは

トライアル・サウンディングは、藤沢市がもっと有効に活用していきたい公共の空間について、民間の事業者（市民団体や個人等を含む）に、一定の期間、実際に暫定使用してもらいながら、将来の活用に向けたサウンディング（民間と市の対話・コミュニケーション）を同時に実施していく仕組みです。私たちは、このような「場」や「空間」の実験的活用を通して、多様な人を巻き込みながら「人」と「人と人との関係」づくりを発展させていきたいと考えています。

## 2 市役所庁舎で実施する目的

多くの人を訪れ、働いている市役所はもっと人を幸せにする可能性があるのではないかと。そのような発想から、トライアル・サウンディングを実施して、将来の使われ方とその可能性を確かめてみたいと考えました。そして、市役所庁舎の将来像（ビジョン）を次のように描きました。

**市民や利用者、市役所とその周辺で働く人が、  
今より少しだけウェルビーイングを感じられる場所にしたい**

「ウェルビーイング」とは「ずっと続く心の豊かさ・幸せ」を意味しています。市役所に来ることで、ちょっとした幸せを実感して、藤沢市に住むこと、藤沢市で働くことに喜びや誇りを感じることができたら、公共施設としての市役所が本当の意味で有効活用されていると言えるのではないのでしょうか。

## 3 ビジョンを実現するためのキーワード

ビジョンを実現するために、次のようなキーワードに関連する事業・コンテンツの提案を募集します。

- (1) Fun
- (2) Tasty
- (3) Stylish
- (4) Relax
- (5) Creative

## 4 参画者に期待すること

藤沢市のトライアル・サウンディングに参画していることや使用した場所の魅力などを SNS を使って広く発信し、この取組を盛り上げてもらうことを期待しています。

## 5 対象スペース

次のスペースを対象とします。(別図1参照)

- (1) 藤沢市役所本庁舎
  - ア 敷地全体(建物の周り)
  - イ イベント広場(地下1階)
  - ウ 1階ラウンジ(1階)
  - エ 屋上庭園(5階)
  - オ アトリウム(5階)
- (2) 藤沢市役所分庁舎
  - ア 分庁舎前広場

## 6 申請(応募)方法

- (1) スケジュール

日 程	内 容
2023年(令和5年)6月15日	実施要項の公表
2023年(令和5年)6月15日から 2024年(令和6年)2月29日まで	暫定使用者の募集開始 暫定使用の実施

- (2) 提出書類

申請者は、次の書類を提出することとします。

- ア 暫定使用計画書(様式第1号)
- イ 誓約書(様式第2号)
- ウ トライアル・サウンディング提案承認申請書(様式第4号)
- エ その他市が求める書類

- (3) 書類の提出場所及び提出方法

企画政策部企画政策課(市役所本庁舎6階)に提出するか、又は、次のメールアドレス宛に提出書類のデータを添付してメールを送信してください。書類を持ち込む場合の受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までです。

提出先メールアドレス: [fj-kikaku-fm@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-kikaku-fm@city.fujisawa.lg.jp)

- (4) 現地調査及び事前相談

現地調査又は事前相談を希望する場合は、事前に企画政策部企画政策課へ連絡してください。受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までです。

## 7 申請者の資格要件等

### (1) 申請者の条件

ア 申請者は、暫定使用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。

イ 申請者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで申請する場合には、すべての構成員とその役割を明確にすることとします。

### (2) 申請者の要件

申請者は、別表1に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

### (3) 申請に関する留意事項

#### ア 費用負担

申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

#### イ 提出書類の取扱い及び特許権等

(ア) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定使用の審査及びモニタリング等、本制度の運用に必要な目的以外の場合においては、申請者に無断で使用することはありません。

(ウ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

#### ウ 法令等の順守

申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定使用時における法令適合のリスクを負うこととします。

## 8 暫定使用の要件等

### (1) 暫定使用の内容

暫定使用の内容は、次のいずれも満たすこととします。

ア 市民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること

イ 原則として、藤沢市の財政負担を伴わないものであること

ウ 仮に藤沢市に使用料を納付したとしてもなお成立する見込みがある事業モデルであること

### (2) 対象外とする暫定使用

別表2に掲げるものの用に供する暫定使用はできないこととします。

(3) 暫定使用期間

暫定使用期間は、原則として1日以上、30日以内とします。期間経過後の継続使用については協議した上で決定します。

(4) 暫定使用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定使用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定使用する者の負担とします。

イ リスク分担等

暫定使用に伴い発生するリスクは暫定使用する者が負うものとし、暫定使用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ 暫定使用状況の公表

藤沢市のホームページ等において、暫定使用の概要を公表することがあります。

エ その他使用に当たっての留意事項

別表3に示す事項に留意してください。

## 9 審査等

(1) 書類審査

提出書類について、参加資格及び暫定使用の要件を満たしているかを審査します。申請者は、審査に伴い藤沢市が面接を求めたときは、それに応じることとします。

(2) 結果通知

ア 審査に合格した申請者に提案承認通知書を交付します。

イ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

(3) 使用料等

暫定使用に係る使用料は原則として免除します。ただし、暫定使用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収する場合があります。

## 10 暫定使用の開始等

(1) 暫定使用の開始

ア 提案承認通知書が交付された者は、申請書類に記載した内容に基づいて使用を開始することができます。このとき、交付された書面に条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。

イ 暫定使用期間中は、通知書を携行し、藤沢市職員から提示を求められた場合には、速やかに対応してください。

(2) 暫定使用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合や災害対応等により藤沢市が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止することがあります。

## 11 モニタリング及び報告

(1) モニタリング

暫定使用する者は、暫定使用期間中に藤沢市が実施するモニタリング調査について協力することとします。

(2) 報告等

暫定使用する者は、暫定使用期間が満了した後、藤沢市に対して実績報告書（様式第3号）を提出するとともに、藤沢市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

## 別表 1

ア	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
イ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと
ウ	民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること
エ	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること

## 別表 2

ア	公序良俗に反するもの
イ	騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
ウ	政治的又は宗教的な活動に該当するもの
エ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
オ	その他、藤沢市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

### 別表 3

ア	市の事業等で使用する予定がある日時を除いて暫定使用できます。
イ	暫定使用が可能な日時は、市役所の開庁日のうち、午前8時から午後5時までを標準時間とします。ただし、提案内容によっては午後9時まで延長することも可能とします。準備・撤収もこの時間内に行っていただきます。
ウ	暫定使用の場所や日時が重なった場合はこれらの変更をお願いすることがあります。
エ	一般利用の方に対して可能な限り配慮してください。
オ	資機材等の搬入に当たって、周辺道路に車両を駐車することはおやめください。
カ	火気の使用は禁止ですが、屋外のみガスコンロ等の器具は使用可能とします。

### 別図 1 対象スペースの紹介

市役所本庁舎	
敷地（サンセット広場）	敷地（サンライズ広場）
	
敷地（北側）	敷地（南側）
	



1階ラウンジ（1階）



イベント広場（地下1階）



屋上庭園（5階）



アトリウム（5階）



市役所分庁舎 分庁舎前広場



藤沢市 企画政策部 企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3502

FAX 0466-50-8436

E-mail [fj-kikaku-fm@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-kikaku-fm@city.fujisawa.lg.jp)